

区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌



特集

人権ってどういうもの？

- ・ 日本社会における女性の人権
- ・ 日本に人種差別はない？
- ・ 多様な現実と交差性の視点
- ・ 人権を学ぶ権利をすべての人に

P7 リーブラで活動する団体紹介

P8 おすすめ図書

VOL.

71

令和3年(2021年)
10月発行



人権ってどういうもの？

「人権」とは、私たちが自分らしく、幸せに生きるための権利のこと。性別や人種／民族、年齢、信仰、職業などにかかわらず、誰にでも認められる基本的な権利です。しかし、人類の歴史の中では、女性が男性より低い社会的地位に置かれる時代が長く続いてきました。女性の地位が向上したように思える現在でも、差別や暴力に苦しみ、自由を奪われている女性が世界中にたくさん存在しています。女性の人権を守るために何が必要なのか、弁護士林陽子さんに寄稿いただきました。

日本社会における女性の人権 -ジェンダー平等を国際水準に-

1. 人権の普遍性——すべての人、すべての国が達成すべき基準

2021年の盛夏、東京オリンピック・パラリンピックが開催された。オリンピック憲章は「人権の尊重」と「多様性と調和」を中心のコンセプトとして据え、憲章上の権利・自由を享受することに関して、性的指向を含む包括的な差別を禁止している。それは開催国だった日本の「人権」や「多様性」の現状に、自省を迫るものであった。

二度にわたる世界大戦を防げなかった国際社会は、その反省に立って、国連総会で世界人権宣言(1948年)を採択した。その第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」と高らかに謳い上げる。そしてそれに先立つ「前文」は、この宣言はすべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準であり、「加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも」確保するよう、個人も機関も努力する、と述べている。人権とは自国民だけの権利ではなく、自国の管轄下にいるすべての人々が生まれながらにして持つものだからである。

世界人権宣言は、やがて法的な拘束力を持つさまざまな国際人権条約として発展していき、1979年に誕生した女性差別撤廃条約もそのひとつである。したがって、日本社会の女性の人権とは、日本国籍を持つ女性だけの問題ではない。日本で暮らす外国人・無国籍・難民の女性の問題でもある(なお、男性・女性という性の二分法についても、多様な性の観点から批判的に見ていかなければならないが、この原稿ではそれには触れない)。

2. 国内人権機関の不在がもたらすもの

2021年3月、名古屋出入国在留管理局の収容施設に

収容されていたスリランカ女性のウィシュマ・サンダマリさん(33歳)が亡くなった。ウィシュマさんは日本語学校で学ぶために留学の在留資格で来日したが、日本で同居をはじめた男性からドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を受け、仕事にも住まいにも困り、在留資格を失った後、警察に出頭したところ、不法残留で逮捕・収容された。収容中に健康を害し、食事をすると嘔吐するので、車椅子でバケツを持ちながら面会をする壮絶な姿が写真に残されている。この事件については、法務省が100ページ近い調査報告書を公表しているが、私が最も印象深かったのは、ウィシュマさんの担当職員はDV被害者に関する入管局長通達(DV被害者は仮放免を許可した上で事後の手続を進める、という内容が含まれている)の「存在も内容も認識していなかった」という部分である。どんな立派な規則や法律も、実践に携わる人が中身を知らないのでは機能するはずがない。職員はDV法の存在は知っていたのだろうか？ 女性差別撤廃条約を知るための研修はあったのだろうか？ と、次々に疑問がわいてきた。

私は国連条約機関である女性差別撤廃委員会(CEDAW)で11年間委員を務めたが、人権侵害が起きない国はない。しかし起きてしまった時に、被害をどう回復し、再発防止のためにどのような措置をとるのかについて、人権先進国と後進国の差は大きい。国連の統計では世界の100か国以上に国内人権機関があり、政府から独立した公的機関が人権教育や人権侵害の調査にあたっているが、日本にはいまだ存在しない。法務省の入管局で起こったとされる人権侵害に対し、法務省が作った調査委員会が調査をしたところで、市民そして国際社会からの信頼を得られる報告書ができるのだろうか。

3. 女性の人権はなぜ護られないのか

米国のフェミニスト学者であるシャーロット・バンチは、なぜ女性に対する人権侵害が克服できないのか、その原因について、「世間にはもっと大事な問題がある、として見過ごされてきた」ことを挙げている。ウィシユマさんの事件でも、担当職員はDVの話をも本人から聞いていたが、「痴話げんか程度の認識であった」という感想が調査報告書に記されている。性暴力被害について、「女性はいくらでも嘘をつく」と発言した与党の女性国会議員がいたが、女性被害者の言説はいまだに「大げさである」「自分に有利になるよう作り話をしている」と偏見を持って見られることが多い。これは長年培われてきた男性優位主義の表れであると思う。

明治時代にできた日本の刑法は、1世紀以上にわたり、暴行・脅迫を手段として金品を取ること(強盗罪)の方が、同じく暴行・脅迫を手段として性的自由を踏みにじること(旧強姦罪。現在は強制性交等罪)より、重大であると考え法定刑を重くしていた。2017年の刑法改正により、性暴力犯罪に関する法定刑の引き上げ、非親告罪化(被害者の告訴がなくても検察官が起訴できる)などが実現した。各地の裁判所で相次ぐ強姦罪の無罪判決に抗議するため、全国各地でフラワーデモと呼ばれる女性たちの街頭での集まりが展開され、それはさらなる刑法改正を求めて現在に至っている。

4. ジェンダー平等社会に向けて

まだ収束の予想ができないコロナ禍は、多くの女性の就労、健康、家庭生活等に大きな影響を及ぼしている。私たちがこれから経験する「アフター・コロナ」社会は、ジェンダーによる差別や偏見を克服した、本当の意味での新しいものでなければならない。

世界経済フォーラムが公表するグローバル・ジェンダー・ギャップ指数で日本は毎年、G7の中では最下位の positioning にあり、2021年度は120位(156カ国中)。男女間の賃金格差、女性管理職・国会議員・閣僚の少なさ、高等教育に進む女性の少なさなど、原因は明らかであるが、有

効な対策が取られないままである。夫婦同氏の強制という、世界に稀な女性に不利な制度についても、最高裁(裁判官の構成は男性13名、女性2名)は2度も憲法違反ではない、との判断を示した。

壁はまだ厚いが、乗り越えるのは不可能なことではない。そして日本の法律や制度に残る女性差別をあぶり出す試薬が、女性差別撤廃条約である。今年日本が1985年に条約を批准してから36年目にあたる。「知は力」である。条約の中身をより多くの人が知り、その意味するところを実践していくことを呼びかけたい。

執筆者プロフィール



はやし よう こ
林 陽子さん

弁護士。1980年代から性暴力被害者のためのホットライン、外国人女性のためのシェルターなどで当事者の法的支援を行う。1998年～2000年、自由人権協会事務局長。2002年～2004年、女性法律家協会副会長。2008年～2018年、国連女性差別撤廃委員会委員(うち2015年～2017年は委員長をつとめる)。2018年(カナダ)～2019年(フランス)、G7議長国により組織されたジェンダー平等諮問委員会委員。2018年、津田梅子賞受賞。主な編著書『女性差別撤廃条約と私たち』(信山社、2011年)。

人権ってどういうもの？

グローバル企業や大使館が多い港区は、人口の約8%が外国人住民です。仕事や生活の場で外国人と接する機会は多いですが、言語や文化、宗教、生活習慣などへの無理解から外国人への偏見や差別が発生しています。国際社会の一員として、お互いの違いを理解し、尊重する姿勢が求められています。日本社会における、外国人の人権をめぐる問題について、青山学院大学法学部教授の申恵丰さんに寄稿いただきました。

日本に人種差別はない？

2020年、白人警察官による黒人への暴力に対して広がった抗議運動「Black Lives Matter(黒人の命も大切だ)」にみられるように、米国では人種差別が今なお深刻なことはよく知られている。これに対して、日本ではどうだろうか。

確かに、17世紀からの奴隷制・奴隷貿易、19世紀におけるその廃止、20世紀の公民権運動という歴史をもつ米国とは異なり、日本では黒人差別の問題は大きな社会問題にはなっていない。けれども、人種差別とは肌の色による差別だけではない。国際的に通用している理解では、民族的出身に基づく差別を広く含むものだ。

1965年に国連で採択され、2021年10月現在で日本も含めて182カ国が入っている人種差別撤廃条約は、国際人権法の主なものの一つだが、この条約は人種差別を、肌の色のほか、世系(社会的出身・出生の意味)や、民族的・種族的出身(national or ethnic origin)に基づく区別や排除、制限であって、公的生活(=社会生活のこと)の分野で平等に人権を享有することを妨げるもの、と定義している。日本の部落差別は「世系」に基づく人種差別だと考えられているし、在日コリアンに対する差別は、民族的・種族的出身に基づく差別そのものだ。加えて、近年はますます多様な出自をもつ人々が日本で暮らす中で、人種差別にあたる事案は多々起きている。

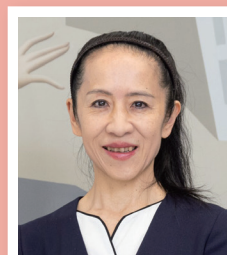
困るのは、日本にはこれらの差別をなくす取り組みが求められているのに、政府にその認識が薄いことだ。高等学校等就学支援金制度で、インターナショナルスクールも広く対象としているのに朝鮮学校だけを法令で除外していることは、国自らが人種差別を行っているものと言わざるをえない。拉致問題が理由とされるが、子どもに対していかなる差別もあってはならないことは、子どもの権利条約にも明記されている国際人権法の基本原則だ。

また、人種差別撤廃条約は、国が人種差別をしない義務だけでなく、個人や団体によって行われる人種差別も国が「禁止する」義務を課している。それなのに日本は1995年に加入した際、条約に合わせて法律を整備する必要は全くないとし

て、「人種差別禁止法」のような法律を作らなかった。2010年代、在日コリアンを標的にして「不逞な朝鮮人を日本から叩き出せ!」「朝鮮人を保健所で処分しろ!」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ!」などと氣勢を挙げる排外主義団体の街宣活動が繰り返されるようになって、2016年にはヘイトスピーチ解消法が制定された。しかしこの法律は、日本以外の出身の人に対する差別的言動をなくすため国と地方自治体に取り組む、という理念的な内容のもので、人種差別的ヘイトスピーチをはっきりと禁止するまでに至っていない。一時期よりは減ったとはいえ、ヘイト街宣はまだあちこちで見られるし、ネット上のヘイトスピーチもひどい。諸外国では、人種差別撤廃条約をもふまえて、何が違法な「人種差別」にあたるかということを経験的に規定し、防止に取り組んでいる。法律の明文があれば、それに反する差別があった場合に公的機関(諸外国には、裁判所のほか、人権問題を扱う国の機関として「人権委員会」のような国内人権機関がある)に申告をし、救済を求めることもしやすい。

オリンピック憲章の一部をなす倫理規定は、人権保護に関する国際条約の尊重がオリンピック競技大会にも当てはまるとし、人種、性別その他の理由によるいかなる差別も拒否することを掲げている。この夏の東京2020オリンピック競技大会ではさまざまな差別の問題が相次いで発覚したが、中には、肌の色を理由に開会式出演をキャンセルされたパークアスリート、ラティール・シーさんの件もあった。このオリンピックでは、日本の深刻な人権状況の一端が炙り出された。そのことを認識し、これからどう改善していくのが日本の大きな課題だ。

執筆者プロフィール



しん へ ぽん
申恵丰さん

青山学院大学法学部・大学院法学研究科教授。1993年ジュネーブ国際高等研究所修士課程修了、高等研究ディプロマ(DES)取得。1995年東京大学大学院法学政治学研究所博士課程修了、法学博士。著書に『友だちを助けるための国際人権法入門』(影書房、2020年)。

人権ってどういふもの？

近年、生活やビジネスのあらゆる場面で耳にする「多様性」という言葉。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のビジョンとしても「多様性と調和」が掲げられました。国際社会において当たり前の考え方となっていますが、果たして日本社会に浸透しているといえるでしょうか。偏見や差別をなくし、マイノリティの権利を保つために、私たちが見落としはいけない視点について、社会学者の下地 ローレンス 吉孝さんに寄稿いただきました。

多様な現実と交差性の視点

1. 「多様性を認める」？

「大坂なおみさんが最終聖火ランナーだったことや八村塁さんが入場行進で旗手をつとめたことは、日本社会が多様性を認めたことを表しているのでしょうか？」

東京2020オリンピック競技大会の開会式での様子について、国内外の複数の記者から上記のような質問をされた。また、歌手のMISIAがセクシュアルマイノリティやLGBTQIA+の権利を表すレインボーカラーの衣装で国歌斉唱したことも注目を集めた。「レプレゼンテーション(代表/表象)」という言葉があるが、国家間の競技という、ある種の代表性のある場面において、多様な背景の人々やその象徴がそこに選ばれ映し出されることは、すなわち多様性が認められたことを意味するのだろうか。そもそも、「多様性が認められる/認められていない」という表現自体が、どのような意味を持ってしまっているのだろうか。

人種的・民族的背景にせよ、ジェンダーやセクシュアリティにせよ、多様性とは、「誰か」—とりわけ社会的なマジョリティを指す—に認められて初めて存在するという類のものではない。誰かが認めるか否かとは全く関係なく、多様性とは、すでにそこにある現実なのだ。生きて、暮らして、出会って、対話している、そんな一人ひとりの存在そのものなのだ。それにさえ気づけない社会が「多様性」を語るにはまだ早い。そんな現実が露呈したオリンピックだった。

2. 現実の多様性

あくまでも象徴として「多様性」が繰り返し謳われた五輪。しかし、「象徴としての多様性」ではなく「現実としての多様性」に目を向けたとき、その二つの多様性の間に大きな隔たりがあることに気づくだろう。

今年の5月。与野党の間で合意がとれていた、いわゆる「LGBT理解増進法案」は、その法案の中の「差別は許されない」という文言をめぐって自民党内で反発や差別発言が相次ぎ、国会への提出そのものが見送られた。セクシュアルマイノリティの人々の自死やいじめのハイリスクは調査などから明らかになっているが、差別そのものを温存したいのかと思われるほどの政治家たちの反発は、当事者の人権の尊重と逆行している。同性

婚さえ認められない社会で、国家が利用するレインボーは灰色の現実を取り繕うかのようだ。

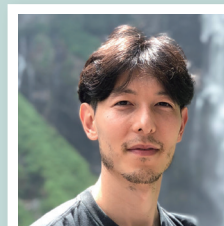
人種的・民族的に多様な背景をもつ人々の現実についても同様だ。芸能界やスポーツ界で脚光を浴びるのはほんのひと握りで、その人たちの多くは、会社の同僚や近所の友だち、コンビニの店員や工事現場で働く人など、社会に暮らす一人ひとりなのだ。たとえ日本で生まれ育っても、「日本人らしくない」「国へ帰れ」と言われる現実。就職面接や不動産でも、外国との繋がりを理由に採用や手続きを断られるという差別の現実が残っている。とりわけ教育課程での差別も深刻で、メンタルヘルスにも大きな影響を及ぼしている。

3. 人権の尊重—インターセクショナルリティという視点—

必要なのは、「多様性を認める」ということではない。現実の一人ひとりの人権が尊重されることだ。尊重とは、「思いやり」や「気遣い」という意味ではない。一人ひとりの人権が十分に保障されること、すなわち、人は生まれながらに差別されない権利を有すること、そのために社会の差別を是正する、ということだ。「尊重」には、社会を具体的に改善していく仕組みづくりが必要になる。

米国の砲丸投げのソーダース選手は表彰台で、「抑圧する全ての人が出会う交差点(インターセクション)」という意味で両腕を交差させたポーズをとり、話題となった。ジェンダー・セクシュアリティや人種的・民族的背景だけではなく、年齢、宗教、階級や経済状況、障害など、さまざまな要素の重なりを示すインターセクショナルリティ(交差性)という言葉が世界的に浸透しつつあるが、この交差性を重視した、あらゆる差別を是正する制度設計が必要だ。そうしてこそ、多様な人々の人権が尊重される社会が実現されていくだろう。

執筆者プロフィール



しちじ ろーれんす よしたか
下地 ローレンス 吉孝さん

1987年生まれ。He/They、クィア。専門は社会学・国際社会学。港区立男女平等参画センター(リーブラ)での勤務を経て、2021年8月よりハワイ大学に研究員として所属。著書『「混血」と「日本人」—ハーフ・ダブル・ミックスの社会史』(青土社、2018年)、『「ハーフ」ってなんだろう? あなたと考えたいイメージと現実』(平凡社、2021年)。「ハーフ」や海外ルーツの人々の情報共有サイト「HAFU TALK」を共同運営。

人権ってどういうもの？

なぜ私たちは「人権」について学ぶ必要があるのでしょうか。それは、偏見や差別のない、誰もが幸せに生きられる社会のために必要不可欠な基本的なルールだからです。人権問題は「遠い世界の他人事」ではなく、誰もが当事者です。みんなで人権について考え、学んでいきましょう。東京都人権プラザ 専門員の林 勝一さんに寄稿いただきました。

人権を学ぶ権利をすべての人に

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了しました。大会を通じてLGBTQアスリートの参加や反人種差別へのアクションなど人権実現への手ごかりを感じた一方で、女性、障害者等をめぐる差別が問題となりました。「オリンピック憲章」では、オリンピックの根本原則として、いかなる種類の差別も受け入れないことが謳われています。開催都市東京は、大会終了後も人権を尊重する社会の実現への努力が求められています。この東京で人権啓発の拠点として設置されているのが東京都人権プラザです。



特別展示のようす。当事者発の課題解決型の発明品を展示。

国連は「すべての人は人権について知る権利、そして人権教育や人権研修を受ける権利を有している」と宣言しています(人権教育および研修に関する国連宣言)。東京都人権プラザは誰にでも開かれ、人権について学ぶ権利をすべての人に保障する大きな使命を負っています。

東京都人権プラザは2017年に現在の港区芝に移転して4年が経過しました。もともとは同和問題(部落問題)の解決を目的に東京都が1972年に台東区橋場に設置した東京都産業労働会館を前身とします。その後、同和問題を含む多様な人権課題を対象に加えて現在に至ります。展示室、図書資料室、セミナールームなどがあり、企画展、講演会、企業等の人権研修や人権相談を実施しているほか、学校の社会科見学等を受け入れています。また、都内の学校での体験学習会や出張展示等アウトリーチ活動も展開しています。

人権とは、人間であれば誰もが保障されている権利のことです。しかしこのシンプルなことが実現できていません。例えば、新型コロナウイルス感染症をめぐって、感染者や医療従事者、海外からの帰国者や外国人等に対する不当な誹謗中傷が増大し、「コロナ差別」という新たな人権問題が顕在化しています。グテーレス国連事務

総長は2020年4月、新型コロナウイルス感染症は全ての人にとっての脅威であるとともに、脆弱な立場の人たちが不当に大きな人権侵害の影響を受けると警鐘を鳴らしました。日本においても女性、子ども、外国人、障害がある人々、路上生活者等、今回のパンデミックはこれまでも人権侵害を受けてきた人々に対する影響が増幅していることが指摘されています。このことは誰もが人権を自分の問題として理解するとともに、他者の人権を尊重する必要性を気付かせてくれます。

東京都は17の人権課題を定めていますが、そのどれにも当事者がいます。人権は権利を奪われた当事者の声と運動によって勝ち取られてきたことを忘れてはなりません。例えば、現在義務教育の教科書が無償であることは当然と思われがちですが、1963年以前は有料でした。高知県のある部落の母親たちが憲法26条に「義務教育はこれを無償とする」と明記されていることを学び、国に無償化を求めた運動によって勝ち取られたのです。

世界人権宣言の起草に関わったエレノア・ルーズベルトは宣言10周年のスピーチで「人権は身近な場所から始まる」と語りました。自分の人権が実現しているか。そして自分と同じ人権が身近な人にも実現しているか。人権を自分ごととして捉え、社会全体の人権を実現するには、人権について学び、今起きている現実を知ることが欠かせません。そのきっかけを人権プラザは提供しなければならぬと思います。ぜひ一度、東京都人権プラザへお越しください。



企画展「読む人権 じんけんのほん “感染症と差別”」。東京都人権プラザでの展示終了後、都内で巡回展示(武蔵野市、八王子市)を実施した。

執筆者プロフィール



はやし かつ いち
林 勝一さん

東京都人権プラザ 専門員。1974年、長野県生まれ。法政大学大学院人文科学研究科地理学専攻満期退学。認定NPO法人水俣フォーラム職員を経て、現職。企画展の企画、情報誌「TOKYO人権」の編集等を担当。

東京都人権プラザ

<https://www.tokyo-hrp.jp/>



リーブラで活動する団体紹介



リーブラで男女が平等に参画できる社会の実現を目指し、具体的な活動を行っている「男女平等推進団体」「男女平等学習団体」のみなさんをご紹介します。



男女平等推進団体 「港区エシカルコミュニティ」

事務局長
なるせ はるか
成瀬 悠さん



●エシカルとは？

人権や環境に配慮した買い物や生活をエシカル消費と呼びます。エシカルとは世界の一人ひとりの多様性を尊重し、働き生きる社会につなげることです。

●団体設立の経緯を教えてください。

私が活動を始めたのは『社会起業家に学べ!』という今一生さんの本を読んだことがきっかけです。非常に感銘を受け、私も社会起業・社会貢献に自分自身の生涯を尽くしたいと思いました。当時、フィリピンのNGOのワークキャンプに参加し、貧困層の女性が廃材で作った雑貨を日本で販売する活動を始めており、日本人の日常生活を等身大で再考する必要性を感じました。

2013年頃、アジアの女性たちとのフェアトレードを始める女性たちを応援していた深澤純子さんを慕い、NPO法人ヒューマンサービスセンターにて「女性とフェアトレードの会」という名前で、展示会やお話会など実施していました。ヒューマンサービスセンターの活動終了に伴い、同会も自然消滅したのですが、そのような場を絶やしたくないと再結集して新たな団体を立ち上げました。その後、名称変更などを経て、2018年4月より「港区エシカルコミュニティ」として活動しています。「港区内にエシカルなライフスタイルが広がる、港区からエシカルなライフスタイルを発信していく」ことを目指しています。

●現在はどのようなメンバーで活動しているのですか？

会員は9名(女性6名、男性3名)です。職業はさまざまですが、ダイバーシティ、ESG投資(環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別しておこなう投資)、ゼロエミッション(廃棄物の有効活用によって資源循環型の社会システムをつくること)、貧困問題、フェアトレードなどに関心が高いメンバーです。最近は定期的にオンライン会議をおこなっています。

●これまでの活動内容を教えてください。

2018年度のリーブラ助成事業(ホップ)では、「男女平等な社会形成を促進するフェアトレードな交流サロン事業」と

して、食やまちづくり、障がい者福祉、地域の学生団体の活動などをテーマにしたセミナーを行いました。2020年度のリーブラフェスタでは、チョコバナナと一緒に作りながら、エシカル消費について学ぶワークショップをオンラインで実施し、展示部門でもラオス・フィリピンの女性たちの手作りの品を並べて、エシカル&フェアトレードな雑貨を販売しました。



男女平等参画フェスタ in リーブラ2020

●今後の抱負は？

これまでは親子連れに向けた入門講座を企画・実施してきましたが、今後は大人に向け一歩踏み込んだ講座を進めようと考えています。今年度のリーブラ助成事業(ステップ)では、区内の企業や団体のエシカルな取り組みと、アジアの草の根団体の取り組みを紹介しながら、地域と世界の2つの視点で私たちの生き方を考える場を設けようとしています。女性が活躍しやすい場づくりこそ、これからの未来のキーワードだと考えています。



エシカルに取り組むお店の取材
赤坂のMAMANO CHOCOLATEにて

団体ホームページ

<https://minatoethical.jimdofree.com/>

聞き手・文 オアシス協力員 大村公美子

おすすめ図書



『浦島草』

講談社
著:大庭みな子



『大庭みな子全集 第4巻』

日本経済新聞出版社
大庭利雄 監修(『浦島草』所収)

『浦島草』は1976年を現在時とした港区が舞台となる作品です。広島で原爆を体験した女性、復員兵、国籍の異なる親から生まれた子どもたち、戦後生まれで中学から大学までを米国で学んだ女性などが登場し、戦争、原子力、環境、障がい、グローバル社会におけるアイデンティティの問題が群像劇として展開されます。

20世紀の疎外された人間像を描いた『三匹の蟹』で芥川賞を受賞した大庭みな子は、14歳の時に原爆投下後の広島で救援活動を行っています。その時の想像を絶する体験が『浦島草』には色濃く反映されています。さらに29歳から40歳までの(10年にわたる)滞米経験で得た文化と文化の狭間で生きること、文化がもたらすジェンダー認識も織り込まれています。

もう一つの注目点は土地の変容、場所の消滅です。復興、発展、進歩という名目で、私たちの歴史や文化を育んできた場所はどんどん変化してきました。この小説で登場人物たちが集い語る屋敷は、みな子が渡米前の26歳から住んでいた港区麻布本村の家がモデルです。白壁の土塀、古井戸、つくばいの石、雪の下や浦島草が自生する庭、しもた屋風の玄関があるその家は、売却によって跡形もなく消え「駐車場」になってしまいます。それは物語の後半の著者の故郷である新潟の原子力発電所建設計画による田んぼや浜の消失とも重なります。

44年前に刊行された書物ですが、21世紀の私たちの未来を考える上で、いくつもの視点を見出せる貴重な作品といえるでしょう。

東洋英和女学院大学名誉教授 与那覇恵子

港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦
Tel:03-3456-4149 Fax:03-3456-1254
▶ <https://www.minatolibra.jp/>



アクセス

- JR「田町駅」東口(芝浦口)徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線「三田駅」A7出口 三田線「三田駅」A9出口 徒歩7分
- ちいばす ◆芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」徒歩0分
◆芝浦港南ルート「芝浦一丁目」徒歩4分
- 都営バス(田92・99)「田町駅東口」徒歩6分



港区男女平等参画情報誌「OASIS オアシス」71号 2021年10月発行
発行:港区立男女平等参画センター指定管理者 株式会社明日葉